

科学者の待遇改善について(声明)

日本学術会議は、科学者の待遇改善が、わが国科学の発展にとって重要な条件の一つであると考え、本会議設立以来常置委員会の一つとして、「科学者の待遇問題委員会」を設け、本問題について慎重に審議し、これまで政府(あるいは人事院)にたいして約80回にわたって、勧告あるいは要望・申入れを行ない、また、昭和34年の第29回総会において、「科学者の生活白書」(「科学者の生活と意見」)を発表し、世論に訴えるところがあった。また特に国立大学教官並びに、研究公務員の待遇改善については、毎年政府ならびに人事院にたいし要望、申入れを行ない、待遇改善の努力を続けてきた。

わが国の科学の発展のためには、もろもろの研究施設の拡充強化、研究諸条件の改善などが必要なのはいうまでもないが、科学研究の主体である科学者がその職務にふさわしい待遇をうけず、生活に不安をもち、彼等がその研究に専念できる条件が確保されていないならば、科学の発展は期待すべくもない。ソビエトがその科学を飛躍的に発展させ、世界一流の科学国に成長したのも、その科学政策のひとつとして、科学者の待遇への手厚い配慮があったことを見逃すべきではない。また、数年前アメリカ合衆国その他の国でも、科学者の待遇の大幅改善を実施したことを指摘しておきたい。

ところが、遺憾ながら、わが国の現状をみると、研究施設と研究条件においてなお不満足のものが多く、加えるに科学者の待遇も劣悪であり、しかもわれわれのたび重なる勧告・要望・申入れにもかかわらず、その待遇改善は遅滞として進んでいない。その結果、幾多の矛盾が生まれ、科学研究の発展が阻害されている。

例えば、最近「頭脳流出」といわれる現象が強まってきているし、また、後継者の養成が困難となってきた場合もみられ、機関によっては、有能な研究者の確保に著しい困難をきたしている。また多くの科学者は、生活費の不足や必要とされる職業費をまかなうためにアルバイトを余儀なくされ、また、国公立試験研究機関などから民間会社へ移動するものが決して少なくはない。

つまり、現状は、先に「科学者の生活白書」を発表した当時に比べ、科学者の待遇問題が本質的にはいままなお改善されていないのである。

周知のように世界における近年の科学の進歩はまことに著しいものがある。日本学術会議は、日本の科学を発展させ、国民の福祉の向上と文化の発展に寄与するためには、その条件の一つとして、科学者の待遇を抜本的に改善する必要があると考え、こゝに政府並びに国民に訴えるものである。

科学研究費補助金について(声明)

日本学術会議は、発足以来20年日本学術会議法制定の趣旨に則り、同法第2章職務及び権限の諸規定及び慣行にしたがって、科学研究費のあり方、配分等につき意見を述べて来た。しかるに、昨年秋文部省に学術審議会が設置されて「科学研究費補助金の運用上の改善策について」の答申がなされ

昭和48年度においてこれが施行されるに際し、日本学術会議は、一つにはなお種々検討さるべき点が残されていること、また特に昭和48年度から新方式による審査委員候補者の推せんを行なうことは実施上においても不可能なことをあげて、昭和48年度は従来通りの方式で行なわれるよう政府に申し入れたが、不幸にしてこの意見が入れられなかったことは極めて遺憾である。

日本学術会議は、ここに今回本会議のとして来た態度に誤りがなかったことを確認し、将来この問題について政府がより慎重に日本学術会議の意見を徴し、遺憾なきを期せられることを強く希望し、ここにこれを声明する。

7-46

庶発第491号 昭和48年5月17日

内閣総理大臣 佐藤栄作殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

写送付先：行政管理庁長官、科学技術庁長官、大蔵、文部両大臣、
東京大学法学部附属外国文献センター長、東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター長、一橋大学経済研究所附属日本経済統計文献センター長、東京大学人文科学研究所附属東洋学文献センター長、神戸大学経済経営研究所附属経営分析文献センター長

文献センターの充実について（申入れ）

標記のことについて、本会議第50回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

日本学術会議は、さきに昭和36年5月17日付庶発第360号をもって、人文・社会科学の振興について、政府に勧告し、その後さらに昭和37年5月15日付庶発第332号をもって人文・社会科学の振興のために、人文・社会科学総合研究機関の設置について勧告を行なった。

これらの勧告がもととなって、東京大学法学部附属外国法文献センター、一橋大学経済研究所附属日本経済統計文献センター、神戸大学経済経営研究所附属経営分析文献センター、京都大学人文科学研究所附属東洋学文献センター、東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センターが設置された。思うに人文・社会科学の振興のためには、今後なお、この種文献資料センターの新設を必要とするものである。他方、前記既存の文献センターの現状をみるに、文献センターとしての機能を維持するための最少限度の文献資料の補充にも事欠く程度の予算措置しか講ぜられず、また、これらの文献センターに必須の要件と考えられる共同利用、文献目録の作成配布、文献複写サービスを行なうに必要な人員予算、施設も不十分であり、このままでは、共同利用文献センターとしての機能をほとんど果し得ない状態である。

よって、政府はさきの本会議の勧告にさう急遽にこれらの点を改善されたい。

説明

1. 各文献センターとも設立当初3年間及びアフターケヤーとして一年間設備費として相当額の予算が附与されるのに対し、第5年次以後は、運営費としての予算が附与されるにとどまり、最低限度必要な定期刊行物の継続購入と既存の欠本補充にもこと足りない状態である。